

(別紙様式2-1 (実施要項第4条関係))

<p>&lt;案件名&gt; 南相馬市個人情報保護条例の一部を改正する件 (素案)</p>	
区 分	内 容
① 政策等の趣旨	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）制定に伴い、特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）の保護を図るため、南相馬市個人情報保護条例を改正するもの。
② " 目的	市が保有する特定個人情報の本人関与制度等を明らかにするとともに、特定個人情報の保護措置を規定するもの。
③ " 立案の経緯	番号法制定に伴い、条例を改正するもの。
④ 立案する際に整理した考え方及び論点	番号法第31条に基づき、特定個人情報及び情報提供等記録の保護措置を条例に規定するもの。
⑤ 理解するための資料	
ア 根拠法令	番号法
イ 上位計画等の概要	
ウ 施策等の実施により予想される影響の程度及び範囲	
エ その他、必要な資料	
⑥立案の際に意見を聴取した審議会等及び主な構成員	南相馬市個人情報保護審査会
⑦ 意見提出の注意事項	
⑧取扱い等結果の公表予定時期	平成27年7月中旬

## 南相馬市個人情報保護条例の一部改正について（概要）

### 1 改正の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）制定に伴い、個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）の保護を図るため、また、現行の個人情報保護条例が行政機関の保有する個人情報保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）の規定と乖離があることから条例の内容を整理するため、南相馬市個人情報保護条例を改正するものである。

#### 《改正理由》

- 番号法制定により「特定個人情報」の保護措置を規定するため。
- 行政機関個人情報保護法との整合性を図るため。

### 2 改正の背景

番号法が平成25年5月31日に公布され、平成28年1月から個人番号の利用が開始される。

番号制度導入に伴い、きめ細やかな社会保障給付や行政事務及び手続の簡素化・負担軽減が実現でき、これら業務の実施過程において、多くの特定個人情報が利活用される。

一方、個人番号が不正に取り扱われると個人番号をキーに集約された特定個人情報が不正に閲覧・漏えいされたりするなど様々な問題が懸念され、特定個人情報を取り扱う者にはこれまで以上に厳格な情報管理が求められる。

#### ※個人番号の利用範囲

- 社会保障分野
  - ・ 年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用
  - ・ 医療保険等の保険徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等の事務に利用
- 税分野
  - ・ 国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書等に記載。税務当局の内部事務等に利用
- 災害対策分野
  - ・ 被災者台帳の作成に関する事務に利用

### 3 改正の概要

#### (1) 番号法を受けた条例改正の視点

- ・番号法において、特定個人情報については、現行の個人情報保護法制よりも手厚い保護を講じている。

個人番号の利用範囲を法定の一定範囲に限定（番号法第9条）  
 特定個人情報の収集・保管・提供も法定の場合を除き禁止（番号法第19条・20条）

- ・番号法で規定されたものは、地方公共団体に対しても適用されるが、一般法の読替規定（番号法第29条及び第30条）で規定しているものは、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法及び個人情報保護法（個人情報保護3法）の読替えとなることから、地方公共団体は本読替規定の趣旨に沿って条例改正を行う必要がある。
- ・番号法第31条において、番号法の趣旨を踏まえ、地方公共団体は特定個人情報の適正な取扱いの確保や特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するため必要な措置を講じなければならないことを規定している。

#### ① 番号法第29条・30条に係る改正内容

番号法第29条では情報提供等記録を除く特定個人情報について、番号法第30条では情報提供等記録について、個人情報保護3法の適用除外及び読替規定を定めていることから、条例においても同様の内容を規定するもの。

項目	改正内容	
	番号法第29条関係 特定個人情報（情報提供等記録を除く。）	番号法第30条関係 情報提供等記録
目的外利用に関する規定	次の場合にのみ、目的外利用を認める。 ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合 ・激甚災害時等一定の要件を満たすとき。	目的外利用を禁止する。
提供の制限に関する規定	番号法第19条の各号に該当する場合に提供できる。	
開示・訂正・利用停止に関する規定	本人、法定代理人、任意代理人による開示請求、訂正請求、利用停止請求を認める。	本人、法定代理人、任意代理人による開示請求、訂正請求を認める。
開示手数料	開示手数料の減額・免除を認める。	

利用停止の請求の条件に関する規定	次の場合に利用停止請求を認める。 ① 目的外利用制限に対する違反 ② 収集制限・保管制限に対する違反 ③ ファイル作成制限に対する違反 ④ 提供制限に対する違反	利用停止請求を認めない。
他の法令等による開示の実施との調整	他の法令等の規定により開示することができる場合であっても、条例による開示の実施を認める。	
訂正の通知	—	訂正した場合に、総務大臣及び情報提供者又は情報照会者に対し通知

## ② その他の改正

個人番号、特定個人情報、情報提供等記録、保有特定個人情報の取扱いについて条例に定めるため、これら用語を規定するもの。番号法第27条で定める特定個人情報保護評価の第三者点検を個人情報保護審査会の事務に加えるため改正するもの。

項目	改正内容
定義の追加	「個人番号」「特定個人情報」「情報提供等記録」等の定義を追加
個人情報保護審査会の所掌事務の追加	特定個人情報保護評価の第三者点検に関することを追加

### 《番号法を受けた主な条例改正の視点》

#### ○番号法第31条の趣旨を踏まえた改正

- ・ 特定個人情報の保護措置を図るため（番号法第29条関係）
- ・ 情報提供等記録の保護措置を図るため（番号法第30条関係）

※これまでの個人情報保護措置に加えて、特定個人情報と情報提供等記録の保護措置を規定するもの。

#### ○その他の改正

- ・ 用語の定義の改正
- ・ 個人情報保護審査会の所掌事務に特定個人情報保護評価の第三者点検に関することを追加するための改正

(2) 行政機関個人情報保護法との整合性を図るための条例改正

番号法において特定個人情報の保護措置を規定しているが、その規定は個人情報保護3法の考え方をベースにしたものである。

番号法において情報提供等記録を訂正した場合及び特定個人情報の利用停止請求が規定されたことから、現行の訂正等請求を行政機関個人情報保護法の（訂正請求権及び利用停止請求権に係る内容）内容と同様にするため改正するもの。

《法との整合性を図るための条例改正》

条例に規定する訂正等請求 ⇒ 訂正請求  
利用停止請求 に分けする。

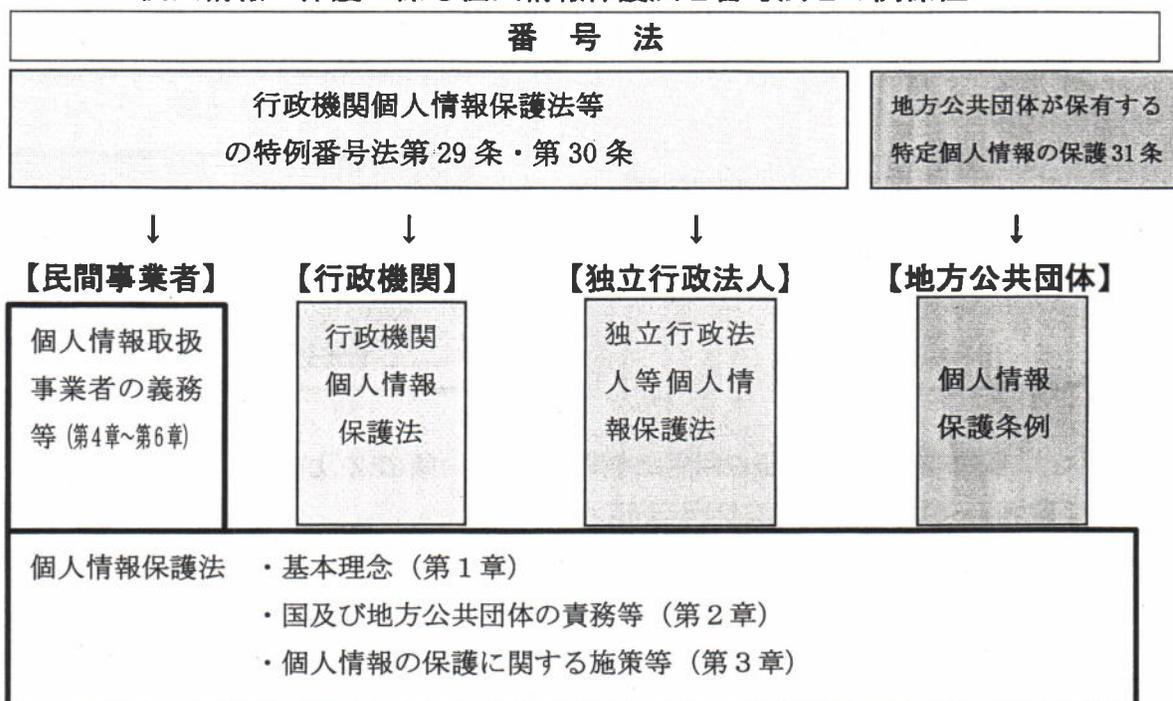
《訂正・利用停止に係る規定の整理》

南相馬市 (改正前)	行政機関個人情報 保護法	番号法	南相馬市 (改正後)
訂正、削除及び中止 の請求	訂正請求権		訂正請求権
訂正等請求の手続	訂正請求の手続		訂正請求の手続
訂正等請求に対する 決定及び通知	保有個人情報の訂正義 務		訂正請求に対する決 定及び通知
	訂正請求に対する措置	} ※1	
	訂正決定等の期限		
	訂正決定等の期限の特 例		
	事案の移送		※2
	保有個人情報の提供先 への通知		保有個人情報の提供 先への通知
		情報提供等記録の提 供先への通知	情報提供等記録の提 供先への通知
	利用停止請求権		利用停止請求権
		特定個人情報の利用 停止請求権	特定個人情報の利用 停止請求権
	利用停止請求の手続		利用停止請求の手続
	保有個人情報の利用停 止義務		保有個人情報の利用 停止義務
	利用停止請求に対する措置	} ※3	※3 利用停止請求 に対する決定
	利用停止決定等の期限		

- ※1 訂正請求に対する決定及び通知は、行政機関個人情報保護法で規定する「訂正請求に対する措置から訂正決定等の期限の特例まで」の規定を網羅した形で規定。
- ※2 事案の移送については、行政機関個人情報保護法では個人情報の開示について迅速かつ適切な処理を図るため、他の機関から提供された保有個人情報の訂正については当該他の機関へ訂正請求の移送を認めている。本市においては、他の機関から個人情報を収集するケースが無いことから事案の移送の規定は盛り込まないものとする。
- ※3 利用停止請求に対する決定は、行政機関個人情報保護法で規定する「利用停止請求に対する措置」及び「利用停止決定等の期限」を網羅した形で規定。

**【参 考】**

《個人情報保護に係る個人情報保護法と番号法との関係性》



- ※ ・ 個人情報保護法は、公的部門と民間部門の双方を対象としている。
- ・ 基本法に当たる部分が1～3章、民間部門の個人情報保護の一般法に当たる部分が4～6章である。
- ・ 個人情報保護法では、公的部門については個人情報取扱事業者から除外し、その保有する個人情報の保護について別途措置をとることを規定。

#### 4 主な改正内容

##### (1) 定義の追加 (第2条関係)

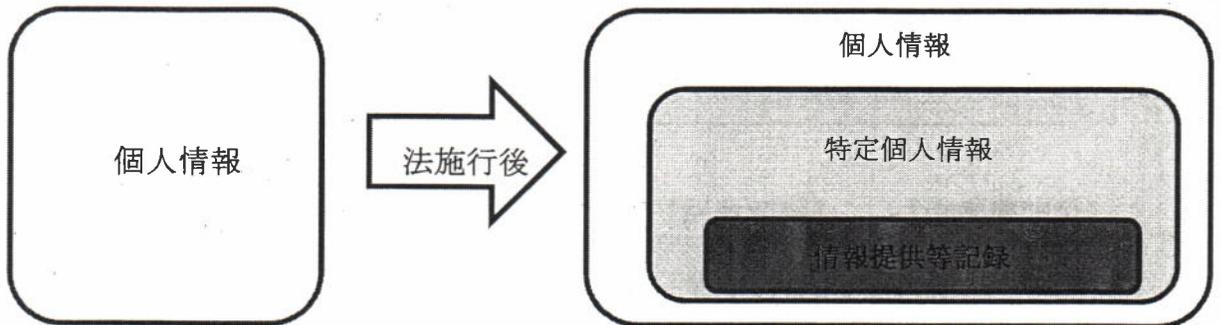
###### 【趣旨】 <番号法制定に伴う改正>

個人番号、特定個人情報、情報提供等記録、保有特定個人情報の取扱いについて条例に定めるため、これら用語を規定するもの。

※特定個人情報：個人番号又はこれと対応する符号をその内容に含む個人情報

※情報提供等記録：番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された個人情報（特定個人情報の情報連携を行った際の情報照会者・提供者の名称、提供の求め又は提供があったときの日時、照会・提供された特定個人情報の項目）

###### 《番号法導入後の個人情報、特定個人情報及び情報提供等記録》



##### (2) 保有特定個人情報の利用の制限 (第11条の2及び第11条の3関係)

###### 【趣旨】 <番号法制定に伴う改正>

・番号法第19条において情報提供等記録を除く特定個人情報の目的外利用を規定していることから、条例においても同様の内容を規定するもの。

※番号法では激甚災害時一定の要件を満たすときの規定は、金融機関等が保険金支払い事務に利用できる場合と限定していることから条例に規定しない。

・情報提供等記録については、番号法で目的外利用を禁止することから同様の内容を規定するもの。

項目	番号法第29条関係 特定個人情報（情報提供等記録を除く）	番号法第30条関係 情報提供等記録
目的外利用に関する規定	次の場合にのみ、目的外利用を認める。 ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合	目的外利用を禁止する。

	・激甚災害時等一定の要件を満たすとき。	
条例上の規定	上記内容のうち、激甚災害時一定の要件を満たすときを除き条例第11条の2に規定	上記内容を条例第11条の3に規定

### (3) 保有特定個人情報の提供の制限（第11条の4関係）

#### 【趣旨】＜番号法制定に伴う改正＞

番号法第19条において特定個人情報を提供することができる場合を規定していることから同様の内容を規定するもの。

項目	番号法第29条関係 特定個人情報（情報提供等記録を除く）	番号法第30条関係 情報提供等記録
提供の制限に関する規定	番号法第19条の各号に該当する場合に提供できる。	
条例上の規定	上記内容のうち、条例第11条の4に規定	

※番号法においては「利用」と「提供」を分けて規定していることから、条例においても同様の規定とする。

### (4) 開示、訂正、利用停止の請求に任意代理人を加える（第13条～第15条関係、第19条、第20条及び第27条関係）

#### 【趣旨】＜番号法制定に伴う改正＞

番号法では、本人参加の権利に対するより一層の保障が重要であると考えられているため、これら権利を容易に実現できるよう本人又はその法定代理人に加えて本人の委任による代理人（任意代理人）による開示、訂正、利用停止（情報提供等記録を除く）の請求を認めていることから同様の内容を規定するもの。

項目	番号法第29条関係 特定個人情報（情報提供等記録を除く）	番号法第30条関係 情報提供等記録
開示・訂正・利用停止に関する規定	本人、法定代理人、任意代理人による開示請求、訂正請求、利用停止請求を認める。	本人、法定代理人、任意代理人による開示請求、訂正請求を認める。
条例上の規定	上記内容を条例第13条、第14条、第15条、第19条、第20条、第27条に規定	上記内容を条例第13条、第14条、第15条、第19条、第20条に規定

(5) 訂正請求（第19条～第22条関係）及び利用停止請求（第25条～第29条関係）

【趣旨】＜行政機関個人情報保護法との整合を図るための改正＞

現行条例の訂正等請求については、訂正、削除又は目的外利用若しくは外部提供の中止の請求手続を定めているが、番号法第29条及び第30条において、特定個人情報の訂正請求及び利用停止請求（情報提供等記録は除く。）を認めている。

このことから、個人情報に係る訂正請求及び利用停止請求を整理するもの。

(6) 情報提供等記録の訂正に伴う提供先への通知（第24条関係）

【趣旨】＜番号法制定に伴う改正＞

情報提供等記録は、どの機関の間で、どの特定個人情報の項目がやりとりされたかなどを記録したものであり、情報照会者、情報提供者、その仲介を行う情報ネットワークシステム設置者の3者で記録・保管されるものである。

情報提供等記録に訂正があった場合は、3者で共有しなければならないことから同様の内容を規定するもの。

項目	番号法第29条関係 特定個人情報（情報提供等記録を除く）	番号法第30条関係 情報提供等記録
訂正の通知	—	訂正した場合に、総務大臣及び情報提供者又は情報照会者に対し通知
条例上の規定	—	上記内容を条例第24条に規定

(7) 保有特定個人情報の利用停止請求（第26条関係）

【趣旨】＜番号法制定に伴う改正＞

番号法において、利用停止の請求の条件が規定されたことから同様の内容を規定するもの。

項目	番号法第29条関係 特定個人情報（情報提供等記録を除く）	番号法第30条関係 情報提供等記録
利用停止の請求の条件に関する規定	次の場合に利用停止請求を認める。 ① 目的外利用制限に対する違反 ② 収集制限・保管制限に対する違反 ③ ファイル作成制限に対する違反 提供制限に対する違反	—
条例上の規定	上記内容を条例第26条に規定	—

(8) 個人情報保護審査会の事務について (第33条関係)

【趣旨】 <番号法制定に伴う改正>

番号法第27条において、特定個人情報ファイルを保有しようとするときに特定個人情報保護評価を実施することを定めている。地方公共団体においても、特定個人情報の保有に先立ち十分な保護措置が講じられているか確認するため特定個人情報保護評価(第三者点検)を義務付けている。この点検を審査会の所掌事務とするため改正するもの。

《特定個人情報保護評価について》

○評価の対象

番号法、番号法以外の国の法令又は番号法第9条第2項の規定に基づき地方公共団体が定める条例の規定に基づき特定個人情報ファイルを取り扱う事務

○しきい値判断

評価を実施するに際しては、①対象人数、②特定個人情報ファイルを取り扱う者の数、③特定個人情報に関する重大事故の発生の有無に基づき特定個人情報保護評価の種類(基礎項目評価・重点項目評価・全項目評価)を判断する。(これらを「しきい値判断」という。)

南相馬市の場合は、対象外又は基礎項目評価のみである。

○第三者点検

第三者点検は、全項目評価について(重点項目評価の場合は任意)行うこととなる。

点検の観点は、別紙資料4のとおりである。

(9) 他の法令等との調整 (第34条関係)

【趣旨】 <番号法制定に伴う改正>

番号法において、個人が簡単に特定個人情報や各種行政関連情報を閲覧することができるようウェブサイト「マイポータル」が新設されるため、他の法令によりITシステムを使用して開示が実施される場合であってもマイポータルによる開示の実施の方がより国民の利便性に資する場合が多いものと考えられる。このことから、他の法令により同一方法の開示が定められている場合についても番号法に基づく開示を認めていることから、法と同表の内容を規定するもの。

項目	番号法第29条関係 特定個人情報(情報提供等記録を除く)	番号法第30条関係 情報提供等記録
他の法令等に	他の法令等の規定により開示することができる場合であっても、条例に	

よる開示の実 施との調整	よる開示の実施を認める。
条例上の規定	上記内容を条例第34条に規定

※マイポータルでは、自分の特定個人情報をいつ、誰が、なぜ情報提供したのかを確認する機能（情報提供等記録表示業務）、行政機関などが持っている特定個人情報について確認する機能（自己情報表示業務）、一人ひとりに合った行政機関などからのお知らせを表示する機能（お知らせ情報表示業務） を見ることができる。

#### （10）施行期日

- ・ 情報提供等記録に係る部分以外の改正      平成27年10月5日
- ・ 情報提供等記録に係る部分の改正          平成29年 1月1日

#### 5 今後の予定

- 6月15日      パブリックコメント実施（6月15日から7月4日までの20日間）
- 9月          9月議会提案